

●申告の注意点など

予約制について

○申告1件（1人分）につき、予約1枠20分となっています。2件（2人分）以上の申告がある場合には、申告する件数分の枠を予約してください。

○予約時間を過ぎてても来庁されない場合は、キャンセル扱いとさせていただきます場合があります。

確定申告の預かり箱を設置します

申告期間中、下記の会場に確定申告書の預かり箱を設置します。作成した申告書を封筒に入れ、お名前、ご住所を記入し投函すれば、税務課から土浦税務署へ郵送します。

▶設置場所

○伊奈庁舎2階 税務課

○谷和原庁舎1階 市民窓口課

○みらい平市民センター1階 市民窓口課

	伊奈庁舎	谷和原庁舎	みらい平市民センター
期間	2月13日(木)～3月17日(月)		
平日	午前8時30分～午後5時15分		午前9時～午後7時
休日	午前8時30分～午後4時 ※2月16日(日)、23日(日)のみ設置します。		※日・月・祝日を除く

公的年金などを受給している方へ

公的年金などの収入金額の合計が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、確定申告をする義務はありません（市民税・県民税の申告は必要です）。

※年金から天引きになっていない社会保険料、生命保険料や扶養などの控除を追加する場合や所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要となります。

収入がなかった方へ

令和6年中に収入がなかった方のうち、ご家族に扶養されていて、その方の税制上の被扶養者として、所得税や市民税・県民税の申告、あるいは年末調整の際に届けられていれば、法律上の申告義務はありません。ただし、申告に基づく所得情報が必要となる下記の行政サービスもありますので、これらのサービスを受ける方（または見込まれる方）は申告してください。

お電話でも申告を受け付けます。

○非課税証明書（所得証明書）の交付

○国民健康保険税、後期高齢者医療保険料や介護保険料の算定

○各種手当や給付金の支給 など

▶受付期間：1月22日(水)～3月17日(月)

午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

市役所で受付できない申告

下記の申告は市役所での申告受付ができません。

PCやスマートフォンからe-Taxを利用して申告するか、土浦税務署の申告会場で申告してください。

○令和7年1月1日現在、本市に住民登録が無い方の申告

○土地・建物・株式などを売却した申告

○分離課税の配当所得や先物取引に係る申告

○退職所得の申告

○雑損控除や繰越控除の適用を受ける申告

○青色申告

○令和5年分以前の申告

（確定申告、修正申告、更正の請求）

○住宅耐震改修特別控除

○住宅特定改修特別税額控除

（バリアフリー改修または省エネ改修）

○消費税・贈与税・相続税の申告

○住宅借入金等特別控除（1年目）の申告

住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合は、土浦税務署へ確定申告が必要だぞう！
忘れないようにね！



期間	受付時間	申告会場
2月17日(月)～3月17日(月)（土・日・祝日を除く） ※3月2日(日)は開場	午前9時～午後4時	土浦市亀城プラザ（土浦市中央2丁目16-4）

※来場者用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

※入場整理券の配布状況によっては、上記受付時間内に相談受付を終了する場合があります。

※入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。



国税庁LINE
公式アカウント

※確定申告会場では、スマホ申告を基本とした相談体制となっています。

※マイナンバーカードを利用して申告する場合は、併せてパスワード（①数字4桁および②英数字6～16桁）が分かるようにしてお越しくください。

☎ 029 - 822 - 1100（代表）土浦税務署
個人課税第一部門